

陳情第174号	受理年月日	令和5年11月29日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	生活保護の実施等に関する陳情審査における当局答弁の曖昧さの改善を求める陳情について	
要旨	<p>北九州市議会保健福祉委員会では、これまでの間、何回かにわたり生活保護の実施改善を求める陳情の審査を行っていただいたが、その際の当局の説明において、毎回、法令の定めに沿って適切に行っている等の表現で、特に問題なしとの見解を示されている。</p> <p>例えば、令和5年5月17日の生活保護の自立更生経費の周知徹底と積極的な活用についての審査では、「保護開始時と毎年1回、生活保護のしおりをお渡しするとともに…確認書を御提出いただいております…その際に自立更生経費について御説明を行っている」「必要な額を一部控除することが可能な場合があります…生活用品が壊れて使用できないなど、ふだんの生活に困っていることがあれば、ケースワーカーに必ず相談するように…丁寧に御説明をする…」等と述べられている。</p> <p>この件について、私たち生活と健康を守る会において、各区の生活保護利用者、計63人に対し、そのような説明を受けたかどうか尋ねたところ、62人が説明を受けていないとの答えであり、確認書についても書いた記憶はないとのことであった。</p> <p>また、あるケースワーカーに聞いたところ、「指示？言われたことはない。聞いたこともない。そんな（読んで聞かせる）暇がない」とのことであった。</p> <p>当局の説明が嘘だとまでは言わないが、説明どおりではない例がかなり存在している。</p> <p>それは、実施状況についての把握・説明が曖昧で、紛らわしさがあるためだと思われる。</p> <p>つまり、①法令の定めに沿って、これこれのことは行うことが適切であると、課長としては判断しているということなのか。②法令の定めに沿って、これこれのことは行うことが適切であると判断し、各区担当者</p>	

等への周知を図っている状況なのか。③法令の定めに沿って、これこれのことは行うことが適切であると判断し、周知・徹底等を行った結果、実施の状況は〇〇%と、数量的に把握もしている状況なのかという、状況の違いが示されていないためだと思われる。

については、生活保護に関する陳情審査等における実施状況の説明は、実態に即したより明確なものとすることを求める。